

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定基準について

(1) 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

(2) 津波に関する基準について

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

「大津波」（3 m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2 m（漂流物が多いと見込まれる地域[※]については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

※「漂流物が多いと見込まれる地域」は、特定重要港湾及び重要港湾、人口集中(DID) 地区とする。

(3) 推進地域の指定単位について

防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(4) 防災体制の観点等からの指定について

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域において防災体制確保のため市町村連携に配慮する等、各地域においてとられている防災体制の現状を反映した地域とする。

また、過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、今後とも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

なお、北方四島は我が国固有の領土であり、当然ながら原則として国内法の適用が認められるところであるが、現実の施政権の行使が妨げられていることから、推進地域の対象とはしていない。

※国勢調査で定める人口集中地区（Densely Inhabited District（人口集中地区）の略）。市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域。